

静岡県告示第326号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第3項の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域として指定した次の土地の指定を廃止する。

令和6年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

臨江山 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

昭和53年静岡県告示第933号で指定した同号5（2）に掲げる土地の区域